

熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第55号

熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県天草ビジターセンター条例（平成6年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（休館日）

第4条 ビジターセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日）

（2）12月30日から翌年1月1日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

第5条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

（開館時間）

第5条 ビジターセンターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

（入場の制限等）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

（1）ビジターセンターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

（2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

（3）ビジターセンターの施設又は設備（以下「施設等」という。）をき損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者

（4）この条例又は施設等の管理の業務に従事する者の指示に違反した者

（5）その他ビジターセンターの管理上支障があると認められる者

（き損等の届出）

第7条 ビジターセンターの施設等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（指定管理者による管理）

第8条 ビジターセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりビジターセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりビジターセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）第3条各号に掲げる業務の実施に関する業務

（2）ビジターセンターの施設等の維持及び修繕に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、指定管理者がビジターセンターの管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

第2条 熊本県天草ビジターセンター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県ビジターセンター条例

第1条中「すぐれた」を「優れた」に、「熊本県天草ビジターセンター」を「熊本県ビジターセンター」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 ビジターセンターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第4条第1項を次のように改める。

ビジターセンターの休館日は、別表第2のとおりとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第2条関係)

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|---------|
| 熊本県天草ビジターセンター | 上天草市松島町 |
| 熊本県富岡ビジターセンター | 天草郡苓北町 |

別表第2 (第4条関係)

| 名 称 | 休 館 日 |
|---------------|---|
| 熊本県天草ビジターセンター | (1) 火曜日 (火曜日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日) (2) 12月30日から翌年1月1日まで |
| 熊本県富岡ビジターセンター | (1) 水曜日 (水曜日が休日に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日) (2) 12月30日から翌年1月1日まで |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県天草ビジターセンター条例第4条の規定により管理を委託している熊本県天草ビジターセンターについては、平成18年9月1日 (同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定により当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日) までの間は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第2条の規定による改正後の熊本県ビジターセンター条例別表第1の熊本県富岡ビジターセンターに係る指定管理者の候補者の選定その他の指定管理者の指定の手続に関する行為は、附則第1項ただし書に規定する日前においても行うことができる。

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第56号

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例

くまもと県民交流館条例 (平成13年熊本県条例第57号) の一部を次のように改正する。
第3条第5号中「施設」の次に「(以下「物産等振興施設」という。)」を加える。

第12条を第17条とし、第11条中「施設及び設備」を「施設等」に改め、同条を第16条とする。

第9条及び第10条を削り、第8条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第12条 物産等振興施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により物産等振興施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、物産等振興施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により物産等振興施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により物産等振興施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が物産等振興施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により物産等振興施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が物産等振興施設の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条第5号に掲げる物産等振興施設の提供を行う業務

(2) 物産等振興施設の使用の許可に関する業務

(3) 物産等振興施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(4) 物産等振興施設の施設等の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が物産等振興施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第14条 第10条第1項の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により、物産等振興施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、物産等振興施設の利用者は、利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

第7条中「に100分の105を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)」を「を、物産等振興施設の利用者は、別表第2に定める額」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「前条第1項」を「第7条第1項」に、「前条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「及び別表第2に掲げるもの(以下「物産等振興施設」という。)」を「又は物産等振興施設」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

第8条 知事は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 交流館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設又は設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他使用させることが交流館の管理上支障があると認められるとき。

第4条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、物産等振興施設にあっては、午前10時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

別表第1を次のように改める。